（その１）

収支報告書

（令和 7 年分）

※該当箇所に「✓」を付すこと

政治団体の区分	
☐ 政党の支部	☐ 政党
☑ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

活動区域の区分
☑ ２以上の都道府県の区域等
☐ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）（ せいじけっしゃだいにっぽんひのたましゅく ）

1 政治団体の名称　政治結社大日本燃乃魂塾

2 主たる事務所の所在地　千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷１丁目9-33-4-102

3 代表者の氏名　鈴木実

4 会計責任者の氏名　石戸広樹

問合せ先
（担当者）鈴木実
（電話）090-3534-4649

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有　※以下は指定「有」の場合のみ記入
公職の種類　（ 現職 ・ 候補者等 ）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第１９条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第１９条の１６の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類　（ 現職 ・ 候補者等 ）

千葉県選挙管理委員会 -8.2.-5 受付

受付 8.4.15 収支公開室 第 号

（※1）資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

（※2）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

4	0	9	3	1	0
1/5					

定解	内後	郵窓	資(N)	国(N)	全県	領(N)	(N)過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
R					

309930

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1　収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①＋②）			119	800
①（前年からの繰越額）				0
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）			119	800
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）			119	800
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）				0

2　収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額 A				0
員数				0人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	金額 十億	百万	千	円	備考
(ア) 個人からの寄附			119	800	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附					内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）			119	800	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附					内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）			119	800	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その７－１）　**個　人**

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
鈴木実			119	800	令和7.4.7	千葉県船橋市咲が丘3-11-9 1-104	会社員	
この頁の小計			119	800				
その他の寄附				0				
合計			119	800				

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に　特(○)　記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その13-1）

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目	金額 十億	百万	千	円	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 十億	百万	千	円	備考
1 経常経費									
(1) 人件費									
(2) 光熱水費									
(3) 備品・消耗品費									
(4) 事務所費									
小計 ((1)～(4))									
2 政治活動費									
(1) 組織活動費			119	800					
(2) 選挙関係費									
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※									
（内訳）ア 機関紙誌の発行事業費									
（内訳）イ 宣伝事業費									
（内訳）ウ 政治資金パーティー開催事業費									
（内訳）エ その他の事業費									
(4) 調査研究費									
(5) 寄附・交付金									
(6) その他の経費									
小計 ((1)～(6))			119	800	うち本部・支部間の交付金合計			円	
合計			119	800	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。				

※ア行からエ行の合計を、(3)行に記載すること

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その 14）、（その 15）の注意書きを参照。）

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その 14)	政治活動費内訳書(その 15)
国会議員関係政治団体	1 件 1 万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1 件 5 万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

「コピー機により複写した領収書の写し」が必要

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☑1 組織活動費　□6 その他の事業費 □2 選挙関係費　□7 調査研究費 □3 機関紙誌の発行事業費　□8 寄附・交付金 □4 宣伝事業費　□9 その他の経費 □5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （政治活動費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計								
その他の支出			119	800				
合計			119	800				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

□ 領収書等の写し
□ 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
□ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）
□ 確認書（国会議員関係政治団体に限る。）※
※令和８年分以降の収支報告書から添付すること。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 2 月 5 日

政治団体の名称　政治結社大日本撚乃魂塾

会計責任者の氏名　石戸広樹　印

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　印）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要